

任意継続被保険者資格取得申請書 兼 被扶養者申請書

《 記入例 》

健保決裁欄	理事長・常務理事	所属長	主担当	係員

自署の場合は不要 任継加入時点の年齢

現在の保険証 記号 10	番 0 1 2 3 4 5 6	氏名 フリガナ ケン ポ タ ロウ 健保太郎	性別 男	生年月日 昭和・平成 22年6月18日	年齢 60才
任継加入後 記号 91	番 5△7 - 1234	住民票に記載されている住所を番地等を略さず正確にご記入ください 大阪府 ○○市 ××町 1番 1号			○ - 123 - 4567
住所		携帯番号	090 - 1234 - 5678		
資格取得日(入社日)	昭和 平成	56年4月1日	退職日	平成	30年6月30日
退職時の所属事業所		○○会社 □□事業所			
保険料納付方法		保険料納付期間			
<input type="checkbox"/> 払込票による振込を希望します <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替(引落)を希望します※ <small>(別途口座振替手続きが必要です)</small>		<input type="checkbox"/> 1年前納(4月～3月) <input checked="" type="checkbox"/> 半年前納(4月～9月) <input type="checkbox"/> 毎月 <small>(10月～3月)</small> <small>※金融機関へのお手続きが完了となるまでは、払込票による納付となります</small>			

給付金・還付金振込先 (ご本人名義の口座に限る)	銀行コード	1 2 3 4	支店コード	5 6 7	口座番号(右詰め記入)
	○ ○	銀行	△ △	支店(出張所)	普通 8 9 0 1 2 3 4
<small>* 給付金・還付金が発生した場合は、上記の口座に振り込みます * ゆうちょ銀行の場合、【振込用】店番号・口座番号をご記入ください</small>					

【被扶養者申請欄】 ※扶養認定基準に該当しない場合は、弊健保より連絡をいたします

区分	(フリガナ)		性別	生年月日	年齢	同居の有無	収入(年間見込み)の有無
	氏名	続柄					
任継	ケン	ポ	男	昭和	53	同居	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 学生 給与 960,000円・年金 円
新規	健保	花子	女	平成 39 11 7	妻	別居	任継加入時点の年齢
任継	ケン	ポ	男	昭和	19	同居	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 学生 給与 円・年金 円
新規	健保	元気	女	平成 10 9 30	子	別居	その他

* 当健保加入事業所を退職後、引き続き被扶養者として申請する場合は『継続』へ、新たに被扶養者として申請する場合は『新規』に○を付け各必要書類を添付してください
* 任意継続加入時に被扶養者の削除を申請する場合は、氏名・性別・生年月日・年齢・続柄欄を記入後、二重線を引き、その他の欄に異動理由を記入下さい

事業所 担当者 記入欄	資格取得年月日(退職日の翌日)	平成 30年7月1日	退職時の標準報酬月額	4 1 0 千円	事業所・部署名	□□ 人事部	
	[備考]					担当者名	△ △
	担当者にて資格取得年月日・退職時の標準報酬月額・事業署名・担当者名・ご連絡先をご記入下さい。特記事項等は備考欄にご記入願います。					電話番号	7-xxxx-1234
						健保記入欄	
健保記入欄	資格喪失日	平成 年 月 日	標準報酬月額		千円		

● 任意継続加入時の添付書類等について

I. 被保険者の添付書類について

住民票 または 公的書類(運転免許等、住所確認可能なもの)をご提出ください。(コピー可)

(厚生労働省より“なりすまし防止”のため、公的書類にて本人確認をし、記載されている住所へ発送することが義務付けられています)

II. 健康保険料の納付方法について

ご家族の被扶養者・国民健康保険等へのご加入をお考え場合は、「健康保険料を納付しない」との喪失事由に該当させての資格喪失となります。健康保険料を納められている期間は脱退することができないため、前納納付より毎月納付をおすすめします。

III. 被扶養者の添付書類(任意継続加入日時点の状況に応じた確認書類)

扶養しているご家族がいる場合、添付書類として下記の必須書類、生計維持関係の証明書も必ずご提出ください。

また、個々の状況により、追加書類の提出をお願いすることがあります。

		被扶養者の現状	提出書類(コピー可)	証明書等の発行場所	
必須提出	被保険者との関係がわかる書類		扶養状況届 <出生の子のみ不要>	健保指定用紙	
			住民票(世帯全員の続柄の記載)※1	市区町村役所	
	収入の有無がわかる書類		所得証明書(最新年度) <23歳以下の学生は不要>	市区町村役所	
	学生(高校生以下不要)※2		学生証(有効期限記載面含) または 在学証明書	学校	
	夫婦共同扶養における子の申請(配偶者がP健保以外)		所得証明書(最新年度)【配偶者・被保険者(本人)】	市区町村役所	
生計維持関係の証明書	収入あり	パート・アルバイト収入のある人(3カ月未満)	雇用契約書(1カ月の収入がわかるもの)	勤務先	
		パート・アルバイト収入のある人(3カ月以上)	直近3カ月分の給与明細(氏名・会社名等記載)	勤務先	
		年金収入のある人	直近(加入月含む)のすべての年金振込通知書※3	日本年金機構	
		自営業の人	直近の確定申告書(収支内訳書・損益計算書含む)	税務署(受付印のあるもの)	
		配当・不動産・相続等の収入のある人	自営業の開業が1年未満の場合は、事業計画書		
収入なし	一年以内	退職した人	雇用保険受給内容確認書 + 下記の該当書類	健保指定用紙	
		失業給付金の受給資格なし	入・退職日記載の退職証明書 + 退職月の給与明細	勤務先	
		失業給付金の受給放棄	離職票1-2 または 雇用保険資格喪失確認書	勤務先	
		失業給付金の受給(中)予定	雇用保険受給資格者証(両面)	ハローワーク および勤務先	
		失業給付金の受給延長	雇用保険受給期間延長通知書 + 離職票1-2	ハローワーク および勤務先	
	失業給付金の受給終了	雇用保険受給資格者証(両面:受給終了の印字要)			
	一年超	自営業を廃業した人	廃業届	税務署(受付印のあるもの)	
		退職した人(所得証明書に金額掲載あり)	退職日の確認できる書類(源泉徴収票、退職証明書等)	勤務先	
	別居	一年超	自営業を廃業した人(同上)	廃業届	税務署(受付印のあるもの)
				直近3カ月分の送金証明(銀行振込控え、現金書留控え等)※4 + 下記の該当書類 注:手渡しはお認めしておりません	
収入なし			住民票(続柄記載の世帯全員分)※1 + 所得証明書(最新年度)	市区町村役所	
		(定時制・夜間等)の学生	+ 学生証(有効期限記載面含)	学校	
収入あり		住民票(続柄記載の世帯全員分)※1 + 所得証明書(最新年度)	市区町村役所 および勤務先		
	(定時制・夜間等)の学生	+ 直近3カ月分の給与明細(氏名・会社名等記載あり) + 学生証(有効期限記載面含)	勤務先 学校		

市町村役所で入手される書類等は、資格取得日の3カ月以内に発行されたものをご提出ください。

※1 住民票のみで被保険者との続柄が確認できない場合は、戸籍謄本(コピー可)のご提出も必要です。

※2 学生とは全日制の大学生・専門学校生・予備校生(通年コースのみ)等となります。退職後に学生(語学留学等)となった場合は除きます。

※3 遺族年金・障害年金・企業年金・個人年金等、受給されているすべての年金が対象となります。

※4 定期的かつ継続性、送金人、受取人、日付が確認できる書類であること。

ただし、特別養護老人ホーム等への入居は同居とみなしますので、送金証明は不要です。代わりに入所証明書をご提出ください。

IV. 国民健康保険との比較について

平成22年4月より、倒産・解雇等により離職した方および雇い止めなどにより離職した方について、離職の翌日から翌年度末迄の間、前年給与所得をその30/100とみなすことで国民健康保険料(税)の負担軽減をする措置が講じられています。該当される方は、任意継続保険よりも国民健康保険に加入した方が保険料負担軽減となる場合がありますので、事前にお住まいの市区町村役所へお問い合わせください(軽減措置を受けるには市区町村への申請が必要です)。

該当の条件

- ① 離職日時点の年齢が65歳未満であること
- ② 雇用保険法の『雇用保険受給資格者証』の離職理由コードに以下のコードが記載されていること

「特定受給資格者: 11, 12, 21, 22, 31, 32」「特定理由離職者: 23, 33, 34」

● 任意継続被保険者制度の概要について

任意継続被保険者制度へ加入されるみなさまへ

- I. 【加入期間】 退職日の翌日から継続して最長2年間
(II. 資格喪失理由の②～⑤に該当した場合を除く)
- II. 【資格喪失理由】 ① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
② 被保険者が死亡したとき
③ 保険料(初回保険料を除く)を納付期日(毎月10日)までに納付しなかったとき
④ 勤務先の社会保険(健康保険)の被保険者となったとき
⑤ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき
(75歳になったとき、または65歳以上で一定以上の障害と認定されたとき)
※上記以外の理由(国保加入や家族の被扶養者となる等)での脱退はできません
- III. 【保険料納付】 ① 保険料は全額自己負担となり、任意継続の資格取得月からの納付となります
② 資格取得届申請後に初めて納付すべき保険料は、健康保険組合指定の納付期日までの納付となります
③ 振込の場合は納付期日までに納付、および口座振替の場合は残高不足等により口座振替ができない場合は、保険料未納月で資格喪失となります
- IV. 【資格取消】 初回保険料を納付期日までに納付しなかった場合は、遡って任意継続被保険者の資格が取り消しとなります(健康保険法 第37条)
- V. 【資格喪失の届出】 資格喪失理由②～④および⑤(65歳以上で一定以上の障害と認定されたとき)に該当した場合、速やかにパナソニック健保へ連絡し、脱退手続きを行ってください
※①～⑤以外の理由(国保加入や家族の被扶養者に切替えたい時)で、脱退をご希望の場合は、パナソニック健保へご連絡ください
- VI. 【健康保険者証】 資格喪失後は保険証を被扶養者分も含め、全てパナソニック健保に返却してください
喪失日以降は使用できません
※資格取消、および資格喪失日以降に健康保険者証を使用(受診)した場合、医療費の保険負担分を請求いたします(健康保険法 第58条)
- VII. 【その他】 ① 本人手続きや、扶養家族の減少手続、住所変更等、手続事由が生じた場合は、速やかに手続き(申請書・必要書類提出)を行ってください
② 給付金や還付金が発生した場合は、ご申請の給付金・還付金振込先口座への振込をもって支給を受けたものとしてお手続きをいたします
③ 保険料納付証明書(1月～12月までの納付額)を毎年1月下旬に送付します。
④ 毎年実施される被扶養者の現況確認調査については、期日以内に、依頼内容の書類を揃えて提出してください(被扶養者の所得証明書等、別居者へ送金している場合は、手渡しは不可とし、送金証明書の添付となります。送金は毎月定期的に送金していることが必要)

申請準備完了後に確認のうえ、チェックしてください。

✓欄	申請書内容チェック表
	退職後の住所、電話番号(携帯含む)を記入されましたか？
	入・退社年月日を記入されましたか？
	保険料納付方法は、希望の納付方法に ✓ をつけていただけましたか？未記入の場合、月払いとなります。
	給付金・還付金振込先は、ご本人名義の金融機関を記入されましたか？
	口座振替申込書・依頼書の、金融機関お届け印を2カ所に同じ印鑑を濃く、ハッキリと押印されましたか？
	住民票の添付忘れはございませんか？
	任意継続加入時に新たに被扶養者として申請する場合は『新規』に○を付け、被扶養者情報記入欄に記入され、資格取得日の3カ月以内に発行された住民票(世帯全員の続柄の記載)を添付していますか？
	被扶養者の提出書類は添付されましたか？
	★注意事項★毎年、被扶養者現況確認調査時に別居家族への送金証明書の提出が必要となります。 毎月必ず送金をしてください(手渡し不可)。

・ご家族の申請が無い場合は提出不要
 ・申請対象者が複数おられる場合は、1人毎に提出が必要

パナソニック健康保険組合 理事長 殿

下記の扶養内容に相違ありません。申請後、扶養状況に変更があった場合は速やかに届出します。届出内容が事実と異なっていた場合や届出を遅延した場合は、遡っての資格取消しを受け、当該期間の医療費及び給付金の全てを返戻することに同意します。

太枠内を全てご記入ください

記号	被保険者番号							被保険者氏名	申請対象者名 (扶養したい人の氏名)
91	1	2	3	4	5	6	7	健保太郎 (印) <small>(自署の場合は不要)</small>	健保康夫

1. 家族構成(被保険者と申請対象者を含めて同居・別居を問わず、家族全員についてご記入ください)

氏名	続柄	年齢	職業	月収	居住区分 (該当に○)	必須提出書類(コピー可)
健保太郎	被保険者 (本人)	62 才	無職	250,000 円	同居	【同居の場合】 住民票(続柄記載の世帯全員分)※ + 直近年度の所得証明書
健保康夫	申請対象者 (子)	24 才	アルバイト	80,000 円	同居	
健保花子	妻	61 才	無職	0 円	同居	【別居の場合】 住民票(続柄記載の世帯全員分)※+直近年度の 所得証明書 + 直近3カ月の送金証明書 (振込明細書、現金書留控、通帳の写し等 送金者・受取人氏名・送金日の分かるもの)
					別居	
					同居	【学生(高校生以下を除く)の場合】 学生証(有効期限の記載必要)
					別居	

※ 住民票は個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

2. 現在の家計負担状況

同居の場合		別居の場合	
氏名	家計負担額	氏名	仕送り・収入金額
健保太郎	月額 250,000 円	被保険者からの仕送り金額	月額 円
健保康夫	月額 10,000 円	申請対象者の1カ月の家計負担額	月額 円
	円		月額 円
合計(1カ月の所要家計費)	月額 260,000 円	合計(1カ月の所要家計費)	月額 円

3. 扶養申請の理由(当てはまるものに✓をつけてください)

該当項目に必要な提出書類(コピー可)

<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者の任意継続被保険者制度への加入に伴うもの	→ 1年未満の方のみ、質問5もお答えください
<input type="checkbox"/> 結婚 (日付: 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 申請対象者が退職 (日付: 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 申請対象者の収入が減少	
<input type="checkbox"/> その他	→ 状況によってご提出書類が異なります
申請対象者を扶養するに至った理由(できるだけ詳細にご記入ください)	【保険者は厚生労働省令で定めるところにより、被保険者または保険給付を受けるべき者に保険者または事業主に対して、この法律の施行に必要な申出もしくは届出をさせ、または文書を提出させることができる。(健康保険法第197条の2)】
○年○月よりアルバイトをしており、収入額が扶養認定基準内であるため。	

4. 申請対象者が今まで加入していた健康保険(当てはまるものに✓をつけてください)		該当項目に必要な提出書類(コピー可)
<input type="checkbox"/> 国民健康保険		
<input type="checkbox"/> 他の健康保険組合・協会けんぽ・共済組合等(任意継続・家族扶養含む)		健康保険資格喪失証明書
<input checked="" type="checkbox"/> パナソニック健康保険組合		
<input type="checkbox"/> 健康保険未加入(未加入 年 月 ~)		

5. 申請対象者の雇用保険(失業給付金)の受給について (当てはまるものに✓をつけてください)		該当項目に必要な提出書類(コピー可)
退職日 年 月 日		「雇用保険受給内容確認書」+ 下記の該当書類
<input type="checkbox"/> 雇用保険未加入		退職月の給与明細 + 退職日の分かる書類
<input type="checkbox"/> 失業給付金の受給資格なし	該当しない場合は 無記入	入・退職日(退職理由)記載の事業主発行の証明書
<input type="checkbox"/> 失業給付金を受給しない(放棄する)		離職票1・2
<input type="checkbox"/> 失業給付金の受給(中)予定		雇用保険受給資格者証(両面)
<input type="checkbox"/> 失業給付金を受給延長(中)する ※該当理由を○で囲んでください 病気・けが 妊娠・出産・育児 親族の看護・介護 配偶者の「海外勤務の帯同」		受給期間延長通知書 + 離職票1・2
<input type="checkbox"/> 失業給付金の受給終了		雇用保険受給資格者証(両面) * 受給終了の印字のあるもの

6. 申請対象者の今後1年間の収入			
収入内訳(無い場合は無に○、有る場合は金額)	無	有(金額)	収入がある場合に必要提出書類(コピー可)
① 給与収入(パート・アルバイト含む) ※手当(通勤手当を除く)を含む税引き前の額	無	年額 960,000	直近3カ月の給与明細 (勤務期間が3カ月未満は雇用契約書)
② 公的年金・企業年金・個人年金等・恩給収入 ※ 各種年金の税引き前の金額	無	年額 円	年金振込通知書 ← (認定月を含むもの) 注: 源泉徴収票ではお認めできません
③ 事業収入・不動産収入(事業内容: ※総収入 - (売上原価 + 必要経費) + 減価償却費	無	年額 円	確定申告書(第一表・第二表) + 収支内訳書(損益計算書)
④ 利子収入・投資収入(株など) 継続性のある収入益 (受給開始日: 年 月 日)	無	年額 円	確定申告書(第一表・第二表) + 収支内訳書(損益計算書)
⑤ 雇用保険(失業給付金)	無	基本手当日額 円	雇用保険受給資格者証(両面)
⑥ 健康保険給付金(傷病手当) (受給開始日: 年 月 日)	無	標準報酬日額 円	支給決定通知書
⑦ 他者からの援助(養育費・慰謝料) (氏名・続柄:)	無	月額 円	
⑧ 不動産売却、遺産相続等 一時金収入	無	年額 円	確定申告書(第一表・第二表) + 収支内訳書(損益計算書)
⑨ その他 継続性のある収入 (内容:)	無	年額 円	収入額を確認できるもの
申請前から無職無収入で、今後も変わらず無職無収入である (上記全て「無」に○があること)			最新年度の所得証明書

*被扶養者(申請対象者)が海外に在住し日本国内に住所を有しない場合は、パナソニック健保のホームページ・申請用紙一覧2-3「被扶養者 現況申立書」を提出してください。

記入日 2018年7月1日

被保険者氏名 健保太郎